

入札制度の見直しについて（案）

令和 2 年 3 月 福島県入札監理課

1 「地域の守り手育成方式」の試行について

建設工事における地元企業の多くは、地域社会を担う中小企業・小規模企業であるとともに、地域のインフラ整備をはじめ、災害対応や除雪・維持補修など、安全・安心の確保を担う“地域の守り手”ですが、過度の競争や急激な少子高齢化により、将来的に地域の安全・安心の確保に支障をきたす恐れがあります。

このため、県が発注する建設工事において、“地域の守り手”企業の健全経営の継続や振興を図り、今後も継続的に地域の安全・安心の確保を担えるようにすることを目的として、「地域の守り手育成方式」を試行します。

	地域の守り手育成方式の概要（令和 2 年 4 月以降）
1) 対象発注機関	農林水産部、土木部
2) 対象金額	3千万円未満
3) 対象発注種別	一般土木工事、舗装工事、 建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事
4) 対象工事	総合評価方式（地域密着型）に該当する工事のうち 発注者が認める工事
5) 指名基準	<p><資格要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事等請負有資格業者名簿に登録されている。 ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない。 ・入札参加資格停止期間中でない。 ・会社更生手続又は民事再生手続中でない。 ・有効な経営事項審査を受けている。 ・当該発注種別の入札参加資格がある。なお、格付については、すべての等級を対象とすることができる。 ・同一建設事務所管内にある本店又は準本店であること。 ・電子閲覧及び電子入札に対応している。 ・過去 15 年度以内の同一発注種別の施工実績がある。 ・過去 3 年度以内に国・県・市町村いずれかの指示に基づく災害時出動実績がある又は国・県・市町村いずれかと災害応援協定を締結している。（一般土木工事・舗装工事・建築工事については、土木工事又は建築工事を主とする団体との協定、電気設備工事・暖冷房衛生設備工事については、建築設備工事を主とする団体との協定を対象とする。） ・過去 3 年度以内に国、県、市町村いずれかの除雪業務実績又は維持補修業務実績がある。（発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合のみ）

5) 指名基準	<p><選考基準></p> <p>① 地理的要件 ②技術的適正 ③手持ち工事量 ④ 当該年度の当該方式工事の受注回数 ⑤ 当該年度の指名回数</p>
6) 入札手続き	<p><事前審査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該方式への入札参加を希望する企業（申請者）を、発注種別毎に建設事務所単位で募集する。 ・申請者に対して、5)の資格要件について事前審査を行い、一覧表を予め作成する。 <p><工事案件ごとの入札手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域要件を建設事務所管内とし、指名競争入札を行う。 ・一覧表で、入札参加可能な企業を概ね12者以上確保できた管内において、発注者が5)の選考基準①～③により概ね12者以上の指名候補者を選考する。 ・選考された指名候補者の中から、入札参加条件等審査委員会において、選考基準①～⑤により9者以上を指名選考し、入札を行う。 ・一覧表に概ね12者以上いない場合は、総合評価方式（地域密着型）を適用する。 ・指名選考は、一覧表掲載企業を年度内に最低1回は選考するように努めるとともに、特定の者に偏しないようにする。
7) 入札結果の公表	透明性を確保するため、工事毎に指名選考の理由書をホームページで公表する。
8) 試行期間	<p>①制度の試行は、令和2年4月1日からとする。 （申請者の募集は、ホームページにより令和2年5月以降を予定。）</p> <p>②試行期間については、当面の間とする。</p>
9) 談合防止	<p>談合防止のため、以下の方策を講じる。</p> <p>① 指名業者選定の公平性、透明性をより高めるための措置 発注者が指名候補者を選考し、条件付一般競争入札と同様に出入局（出入室）が事務局となっている入札参加条件等審査委員会において、最終的な指名選考を行う。</p> <p>② 指名業者名の類推を防止する措置 指名業者の類推を困難にするため、指名業者数を「9者以上」とし、指名の都度、ランダムに設定するなどの措置行うとともに、電子閲覧及び電子入札システムにより入札を行う。</p>
10) 試行中止	談合の事実が確認された場合等は、試行を中止する。

<入札制度に関するこれまでの経緯>

- ・県で発注する公共工事の入札については、平成18年12月に決定された「入札等制度改革に係る基本方針」において、「すべての公共工事において指名競争入札を廃止し、条件付一般競争入札を導入する」とされ、予定価格250万円を超える工事について条件付一般競争入札を導入した。
- ・条件付一般競争入札の導入により、透明性、公平性、競争性が確保される一方で、地域の守り手である地元企業の受注が減少したことを踏まえ、平成30年度に条件付一般競争入札の総合評価方式において、地元企業の受注機会に配慮した地域密着型を導入した。
- ・地域密着型により地元企業の受注機会は確保されたが、地元企業の中でも受注企業が固定化する傾向にある。

2 台風第19号等による被害の復旧工事に係る見直し

【別紙1】

3 総合評価方式の見直し

【別紙2】

4 工事等入札参加資格審査の見直し

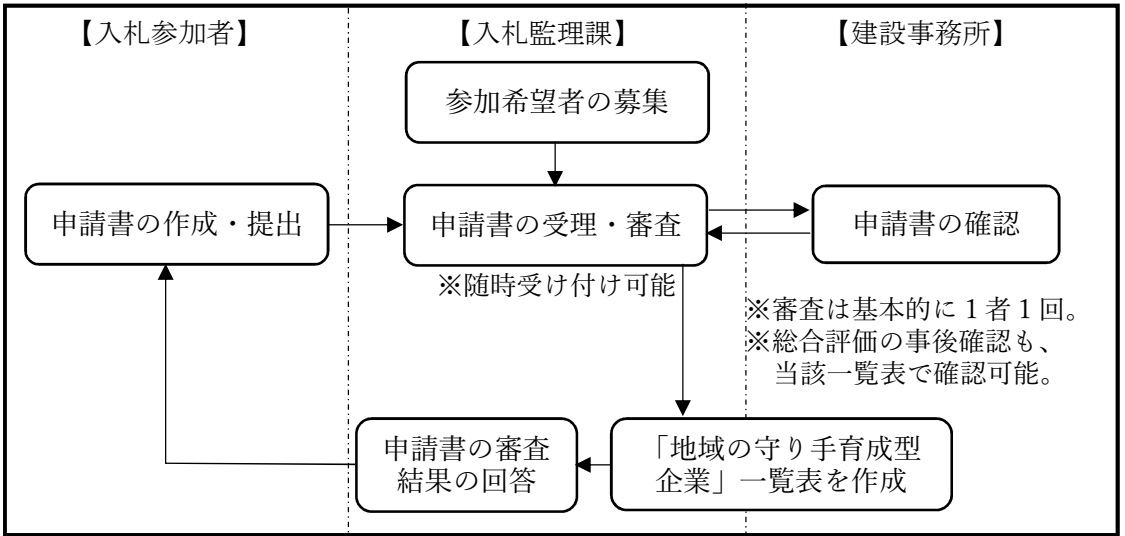
工事等入札参加資格審査における主観的事項の評価項目について、県の重要施策推進の観点から、「健康経営優良事業所」を追加します。

「健康経営優良事業所」については、ふくしま健康経営優良事業所認定制度において、ふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている場合に評価します。

健康経営優良事業所	
1) 評価基準	ふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている場合
2) 配点	10点
3) 適用	令和3・4年度の名簿から適用

<「地域の守り手育成型方式」の入札・契約手続きフロー>

1. 「地域の守り手育成型企業」一覧表の作成（総合評価方式の事後確認に該当する部分）



「地域の守り手育成型企業」一覧表に概ね12者以上登載し、関係機関へ通知

2. 指名競争入札の実施（条件付一般競争入札の条件設定から開札の部分）

